

写

福介護第236号  
2010年(平成22年)8月5日

居宅介護支援事業所 管理者様

福山市長  
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」  
に関するご意見への対応について(通知)

平素から介護保険事業に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしのことについて、別紙のとおり厚生労働省から通知がありまし  
たので、写しをお送りします。

つきましては、内容をご確認の上、業務の参考としてください。

(添付書類)

介護保険最新情報 Vol.155 (居宅介護支援に係る項目を抜粋しています。)

お問い合わせ先  
福山市介護保険課  
TEL: 084-928-1232

## 介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート（「早期に対応が可能なもの」に関する対応） (別添)

### Ⅰ 居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員関係

項目	意見への対応
1 居宅介護支援	<p>居宅介護サービス計画書(ケアプラン)の記入例については、例えば、「居宅サービス計画書作成の手引」(発行(財)長寿社会開発センター)、「居宅サービス計画書ガイドライン」(発行(福)全国社会福祉協議会)など、市販されている参考書籍が多数発刊されている。また、介護支援専門員の実務研修なども地域において様々開講され、特にケアマネの資格取得に必修となつている「実務研修」には「実務就業後1年未満の者が受講する「実務從事者基礎研修」には「ケアマネジメント点検演習」、さらには一定の実務経験をもとに専門知識の習得を目指す「専門研修」においても事例研究等の研修課程を設けているところであり、これらの活用を図られたい。</p> <p>居宅サービス計画書の更新(変更)については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企22厚生労働省老人保健福利企画課、以下「基準の解説通知」という。)の第2章「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の3「運営に関する基準」(3)「運営に関する基準」における基準認定の更新(変更)を求めているところであり、これを周知徹底したい。</p> <p>※基準第13条<sup>14</sup> 介護支援専門員は、次に掲げる場合には、サービス担当者会議の開催の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求めるものとする。(中略)</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>したがって、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)においても、モニタリングにより利用者の状態(解決すべき課題)に変化が認められる場合や、要介護認定の更新時において、居宅サービス計画書の更新(変更)を求めていいるところであり、これを周知徹底したい。</p> <p>※基準第13条<sup>14</sup> 介護支援専門員は、次に掲げる場合には、サービス担当者会議の開催の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求めるものとする。</p> <p>(2)居宅サービス計画書の更新の時期の明確化について</p> <p>(3)緊急入院等におけるモニタリングの例外について</p> <p>(4)「家族旅行などで、ショートステイを利用する際のサービス担当者会議とモニタリングの取扱について(会議とモニタリングを同時に二つができるか否かについて)</p> <p>基準の解説通知の「第Ⅱ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営に関する基準 (7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的な取扱方針」①「モニタリングの実施」において、「特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居室で面接を行ない(以下「下階」とさされている)」としているところである。 従って、入院・入所等利用者の居宅において面接することができない場合は「特段の事情」に該当し、必ずしも訪問しなければ対応となるものではない。 ただし、入院・入所期間中でもモニタリングをしていく必要性はあることから、その後の継続的なモニタリングは必要となるものであり、留意されたい。</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38)の第13条に掲げるケアマネジメントの一連のプロセスについては、第1条に掲げる基本方針を達成するために必要な業務を列挙しているものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めていくことが必要となる。 しかしながら、より効率的・効率的な支援を実施することができるプロセスの順序に固執するものではなく、例えば、困難事例への対応に応じて、関係機関が集まって、それぞれの機関が把握している情報を共有し、まずは現状の評価を行うという場合について、サービス担当者会議とモニタリングを同時に行うことも考えられる。</p>

<p><b>3 ケアプランの軽微な変更の内容について(ケアプランの作成)</b></p>	<p>「指定居宅介護支援等の事業の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」以下、「基準の解説通知」という。)の「第2指定期宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「(3)運営に関する基準」の「(7)指定居宅介護支援等の基本取扱方針」の(⑤)居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業者及び運営にあたつての一連の業務を行うことを規定している。3月31日厚省38、以下「基準」という。)の第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成にあたつての一連の業務を行うことを規定している。</p>	<p>なお、「利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。」としているところである。</p>
<p><b>サービス提供の曜日変更</b></p>	<p>利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>	<p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p><b>サービス提供の回数変更</b></p>	<p>同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減の上うな場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>	<p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p><b>利用者の住所変更</b></p>	<p>利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>	<p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p><b>事業所の名称変更</b></p>	<p>単なる事業所の名稱変更については、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>	<p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p><b>目標期間の延長</b></p>	<p>単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>	<p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p><b>福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合</b></p>	<p>福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>	<p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p><b>目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更</b></p>	<p>目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p>	<p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p><b>目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合</b></p>	<p>目標を達成するためのサービス内容が変わるものによる場合(但し、新しい担当者が利用者ははじめ各サービス担当者と面識を有していること。)のよう場合は、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p>	<p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p><b>担当介護支援専門員の変更</b></p>	<p>契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者ははじめ各サービス担当者と面識を有していること。)のよう場合は、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p>	<p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>

4 ケアプランの軽微な変更の内容について(サービス担当者会議)	<p>基準の解釈通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。しかししながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>
サービス利用回数によるサービス担当者会議の必要性	<p>単なるサービス利用回数の増減(同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など)については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 しかししながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>
	<p>ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合は、必ずしもケアプランに開わるすべての事業所を招集する必要はない、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>